

文書番号	総務-32	理事長報酬規程	最新版記号	B
主管部門	本部		ページ数	1 / 2

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 青森社会福祉振興団（以下「法人」という。）定款第23条の規定により法人理事長の報酬の支給について定めることを目的とする。

(報酬の種類)

第2条 理事長の報酬は年俸制とする。

(年俸の計算)

第3条 年俸の基準値を毎年度決算書の事業活動収支の部における決算額とする。

2 年俸の基準値は、業績等の状況から据置くこともある。

(支給の割合)

第4条 年俸の基準値に対する支給割合は、別に定める常勤理事報酬規程に準拠する。

(旅費及び交通費)

第5条 別に定める給与規程で規定される旅費及び交通費を支給する。

文書番号	総務-32	理事長報酬規程	最新版記号	B
主管部門	本部		ページ数	2/2

(実施に必要な事項)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から適用する。

改 正

平成21年6月1日 一部改正

平成22年6月1日 一部改正

平成29年4月1日 一部改正

文書番号	総務-33	常勤理事報酬規程	最新版記号	C
主管部門	本部		ページ数	1 / 6

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 青森社会福祉振興団（以下「法人」という。）定款第23条の規定により法人常勤理事の報酬の支給についての基準を定めることを目的とする。

(勤務の態様)

第2条 常勤理事は、次の業務を行う。

- 1 経営企画業務に関すること
 - (1) 経営計画の策定
 - (2) 投資計画の策定
 - (3) 新規事業計画の策定
 - (4) 予算の編成（部門別予算管理）
 - (5) 予算の管理（部門別目標管理）
 - (6) 管理会計による経営分析
 - (7) 経営情報の収集及び管理
- 2 組織運営業務に関すること
 - (1) 組織図の策定
 - (2) 職務分掌及び権限の明確化と管理

文書番号	総務-33	常勤理事報酬規程	最新版記号	C
主管部門	本部		ページ数	2 / 6

- (3) 法人内部会議への参画
- (4) 報告及び稟議制度の対応
- (5) 法人内通達の確認
- (6) 法人内調整の対応

3 人事労務管理に関すること

- (1) 人事管理の対応
- (2) 要員計画の策定と決定
- (3) 採用及び配置計画の策定と決定
- (4) 採用業務の確認
- (5) 就業状況の確認
- (6) 教育訓練の確認
- (7) 人事考課制度の確認
- (8) 昇格及び降格の対応と決定
- (9) 賃金体系の確認と決定
- (10) 人事異動の対応と決定
- (11) 就業規則の確認
- (12) 給与規程の確認

文書番号	総務-33	常勤理事報酬規程	最新版記号	C
主管部門	本部		ページ数	3 / 6

(13) 服務規律の確認と厳守

4 福利厚生に関すること

- (1) 福利厚生制度の確認
- (2) 法人内慶弔の対応
- (3) 安全衛生管理の確認
- (4) 従業員健康管理の確認

5 固定資産管理に関すること

- (1) 不動産及び備品管理の確認
- (2) 営繕管理の確認
- (3) 法人車両管理の確認

6 財務管理に関すること

- (1) 資金繰り管理の確認
- (2) 資金調達の対応
- (3) 資金運用の対応

7 経理業務に関すること

- (1) 経理規程の確認

文書番号	総務-33	常勤理事報酬規程	最新版記号	C
主管部門	本部		ページ数	4 / 6

(2) 会計処理の確認

8 リスクマネジメントに関すること

(1) 不測事態管理の対応

(2) 防火及び防災対策の確認

(3) 機密管理の確認

(4) 保険事務の確認

(5) 事故処理の対応及び確認

(報酬の種類)

第3条 常勤理事の報酬は年俸制とする。

(年俸の計算)

第4条 年俸の基準値を毎年度決算書の事業活動収支の部における決算額とする。

2 毎年度決算書の事業活動収支の部における決算額は、以下の収入の合算額とする。

① 介護保険事業収益

② 老人福祉事業収益

文書番号	総務-33	常勤理事報酬規程	最新版記号	C
主管部門	本部		ページ数	5/6

③ 障害福祉サービス等事業収益

④ 医療事業収益

⑤ その他の事業収益

3 年俸の基準値は、業績等の状況から据置くこともある。

(支給の割合)

第5条 常勤理事長及び常勤理事の総年俸額は、①～⑤の基準値に対し支給割合（年俸率）を決定し、ひとりにつき2.0%以内とする。また、個々の年俸率及び額は理事長が決定する。

(年俸の調整)

第6条 毎年5月に開催される理事会で承認された決算額に基づき年俸額を決定する。ただし、1万円未満は切捨てとし、調整は賞与で行う。

(旅費及び交通費)

第7条 別に定める給与規程で規定される旅費及び交通費を支給する。

文書番号	総務-33	常勤理事報酬規程	最新版記号	C
主管部門	本部		ページ数	6/6

(実施に必要な事項)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から適用する。

改 正

平成14年10月1日 一部改正

平成17年 4月1日 一部改正

平成21年 6月1日 一部改正

平成22年 6月1日 一部改正

平成27年 6月1日 一部改正

平成29年 4月1日 一部改正